

(公印省略)

令和7年 月 日

福岡県バス対策協議会会長 殿
(福岡県企画・地域振興部交通政策課長)

福津市地域交通体系協議会
会長 鈴木 裕介

路線バス廃止の申し出に係る協議結果について(報告) (案)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事業者からの申し出内容

西鉄バス宗像株式会社 廃止予定日 令和7年4月1日(令和6年3月29日申出)
・津屋崎～鐘崎線 全区間 53.73Km

2 経過

令和6年6月27日 第1回福津市地域交通体系協議会

・全区間の廃止ではなく、区間①(津屋崎～神湊波止場間)、区間②(福間海岸系統)が福津市内に影響を及ぼす廃止検討区間である旨の報告。⇒ 区間②は、将来的な需要が見込まれる区間かつ市の施策上重要な区間であり、廃止になった場合に及ぼす影響が大きいため存続を求める意見。

令和6年11月8日 第2回福津市地域交通体系協議会

・市と事業者の協議の結果、区間①については廃止。ただし、代替交通(乗合タクシーの導入、コミュニティバスの路線変更)の準備時間確保のため、廃止予定日を令和7年10月1日に延長する。区間②については、赤字補填、目標人員を定めるなど条件付きで存続する。なお、乗務員の労務環境改善、法令対応の観点から1-1系統も含め、区間①の廃止に合わせ、多少の減便になる旨の報告。

令和6年12月9日～21日 住民説明会(9か所)

・廃止予定および代替交通について説明。

令和7年1月29日 第3回福津市地域交通体系協議会

・福岡県バス対策協議会への報告内容について協議。

3 協議結果

区間①(津屋崎～神湊波止場間)の廃止はやむを得ないものと判断する。廃止区間については、乗合タクシーの導入及びコミュニティバスの路線変更により対応する。ただし、代替交通の導入準備のため、廃止予定日を令和7年10月1日まで延長することを要請する。

また、区間②(福間海岸系統)については、将来的な需要が見込まれる区間かつ市の施策上重要な区間であり、廃止になった場合に及ぼす影響が大きいため、可能な限りの存続を要請する。ただし、収支、利用状況に加え、乗務員不足、労働基準の改正等、路線存続が非常に厳しい状況であることは理解するため、路線存続に際しては、赤字補填、目標乗車人員などの条件を定めるものとし、今後も協議を継続する。

なお、上記の状況から路線全体について減便となることは致し方ないと解するが、可能な限り影響の少ない形での減便を実施するよう要請する。